

●紹介手数料の返戻金制度

紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、下記のとおり手数料を返戻する。

但し、業務上の事由（労災・死亡等）又はその他死亡等により就業継続が出来なくなった場合は除く。

入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 80%

入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 50%

入社後 3 ヶ月以上 6 か月未満の場合：本件報酬の 20%

但し、就職した求職者に対する求人条件が雇用契約（労働条件）の内容と著しく異なることに起因する場合や、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。